



## 《会計・税務の知識》 仮想通貨に関する税務

### はじめに

中央銀行などの公的な発行主体の価値の保証のない通貨でありながら、不特定多数間で物品やサービスの代金決済や、円・ドル・ユーロなど法定通貨との交換もできる「仮想通貨」。日本でも支払手段と認められるなど法整備もされることとなり、その激しい値動きもあって最近注目されています。

そこで、今回は仮想通貨の税務上の取り扱いについてまとめました。

### 1. 資産 or 通貨？ 消費税は？

仮想通貨は税法上の取り扱いが明確にされず、金（GOLD）と同様「現物資産」として消費税の課税対象とされてきました。したがって、譲渡した場合は課税売上、購入した場合は課税仕入に該当しました。

しかし、平成29年の資金決済に関する法律改正により仮想通貨が支払い手段として位置づけられたことや諸外国の課税関係を踏まえ、税制改正によって、平成29年7月以後の仮想通貨の取引については、非課税として取り扱うこととされました。

### 2. 売却益にかかる税金は？

個人・法人問わず、仮想通貨に関連して得た利益は課税の対象となります。

国税庁のタックスアンサーにおいて、個人の場合には、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、仮想通貨を使用することで生じた利益は、原則として、雑所得に該当することが明確になりました。

(<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1524.htm>)

雑所得には一時所得で認められているような控除額等は設けられておらず、原則として必要経費を控除した残額について全額課税となります。また、仮想通貨に関する取引で損失が生じた場合、例えば為替差益や同族会社への貸付金利子等の他の雑所得との損益通算は可能ですが、雑所得以外の所得との通算はできません。

ただし、年末調整を行っており確定申告を行う必要のない給与所得者については給与所得(+退職所得)以外の所得が20万円を下回る場合は申告義務がありません。

### 3. 仮想通貨で賃金を支払うことは可能？

労働基準法では賃金支払いの5原則が定められていて、その中の1つに「通貨払いの原則」というものが存在します。これはその名の通り、賃金は通貨で支払わないといけないというものです。ここでいう通貨とは「法定通貨」のことを指し、日本銀行が発行する日本銀行券、および造幣局が製造し政府が発行する貨幣のこと言います。前述のとおり仮想通貨については現時点で法定通貨と認められていないため原則は「仮想通貨で給与を支払うことはできない」ということになります。

ただし、例外として「労働協約(会社と労働組合が結ぶ協約)」で別段の定めをしている場合、「通貨以外のもの」でも良いとされています。すなわち、労働協約で定めをすれば「仮想通貨での賃金支払い」も可能となります。しかしながら、仮想通貨については相場の上下により価値が変動することから現実的に仮想通貨で賃金を支払うことは難しいと考えられます。

### 4. 相続税はかかるの？

仮想通貨にかかる相続税についてはまだ議論がありますが、平成28年2月に金融庁がビットコインに貨幣機能があるとの見解を示したため、将来ビットコイン所有者が死亡した場合、相続税の課税対象となる可能性が高まっています。

しかし、資産価値を日本円に換算する必要性があり、また、その価値は相場によって変動しているため、何を基準に仮想通貨の価値を評価するのかが問題となります。

上場株式の場合、財産評価通達によって評価方法が示されていますが、ビットコインにはこのような通達は出されていません。相続税を課税するにしても課税評価額の算出について満足な議論がされていないのが現実です。

### おわりに

本稿を通して、仮想通貨は税法上の取り扱いが未だ不明確であることがわかりました。認識を誤っていたがために想定外の納税が発生してしまったということがないよう、個別の事案については管轄の税務署にご相談されることをおすすめします。

(担当：和田)